

## 第10編 放射性物質災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

放射性物質災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編及び原子力災害対策計画で定める事項を準用します。

なお、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の対象となる災害については、本編の対象から除きます。

〔取扱い・取締りに関する法令〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

### 第1章 災害予防

#### 第1節 安全確保

##### 1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

###### (1) 市町村の指導

市町村は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

###### (2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

##### 2 安全確保に関する協定等の締結

市町村は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

### 3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

#### (1) 消防防災担当職員の教育

県及び市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。 [くらし安全防災局]

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

#### (2) 県民に対する知識の普及・啓発

ア 県、市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、県民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。 [くらし安全防災局]

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。 [教育局]

ウ なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。 [関係局]

(普及・啓発の内容)

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (エ) その他必要と認める事項

## 第2節 災害応急対策への備え

### 1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

#### (1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

(ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。

(イ) また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市町村等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実に図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
- (イ) 消火、延焼防止の措置
- (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (オ) 放射線防護資機材の整備
- (カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

## (2) 県及び市町村の防災体制の整備

### ア 防災体制の整備

(ア) 県及び市町村は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]

(イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

### イ 放射性物質取扱事業所等の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。 [くらし安全防災局]

## 2 情報伝達体制の充実強化

県及び市町村は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

[くらし安全防災局]

## 3 広報体制の整備

### (1) 広報手段の整備

県及び市町村等は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。主な広報方法・手段は、次のとおりです。 [政策局、くらし安全防災局]

ア 放送機関への放送要請による広報

イ 報道機関を通じての広報

ウ 市町村防災行政無線の同報無線による広報

エ ヘリコプター等による広報

オ 広報車等による広報

### (2) 広報の内容

県、市町村等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

[政策局、くらし安全防災局]

ア 災害等の状況及び今後の予測

イ 被害状況と応急対策の実施状況

ウ 避難場所、避難方法

エ 県民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要な事項

## 4 放射能観測の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して観測を実施します。

県及び市町村は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。 [くらし安全防災局、健康医療局]

## 5 救助・救急、消火及び医療救護活動

県、県警察及び市町村は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

[健康医療局]

主な資機材は、次のとおりです。

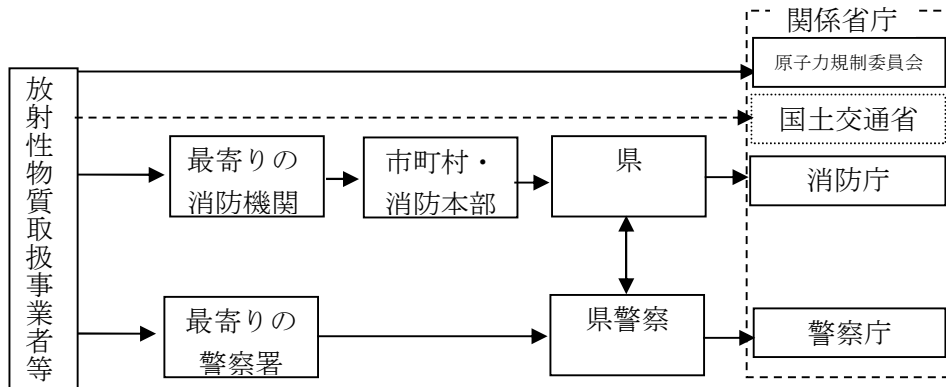
- (1) 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- (2) 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- (3) 救急救助用資機材
- (4) 医療資機材

## 第2章 災害時の応急活動計画

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



#### (1) 事故情報等の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 県は、市町村及び県警察から受けた事故情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。
- ウ 県は、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

#### (2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。
- イ 市町村は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビによる映像情報の収集を行うとともに、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

#### (3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を関係市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況等を消防庁へ随時連絡します。

## 資料

## 風水害編 10-2-1 放射性物質輸送時の事故発生時の連絡系統図

## 第2節 活動体制の確立

### 1 県の活動体制

#### (1) 職員の配備体制

県は、事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

#### (2) 災害対策本部及び警戒本部の設置

ア 知事は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策本部又は警戒本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、必要と認める者に連絡します。

#### (3) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

#### (4) 国への専門家の派遣要請等

ア 知事及び市町村長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

イ 県及び関係市町村は、国と協力し、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

#### (5) 緊急救護体制

県は、国、市町村、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

### 2 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏洩の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

### 3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとります。
- (2) 市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。
  - ア 救出救助・救急活動
  - イ 消火活動
  - ウ 医療救護活動
  - エ 周辺住民等に対する災害広報
  - オ 警戒区域の設定
  - カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難の勧告又は指示、避難誘導
  - キ 避難所の開設、運営管理
  - ク その他必要な措置
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

### 4 県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。  
また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

### 5 神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会の活動

県薬剤師会及び県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各地域薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

### 6 広域的な応援体制

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

## 第3節 災害時の県民等への指示広報

### 1 県の措置

#### (1) 市町村等への情報提供

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）は、関係市町村等が行う広報活動に必要な情報を随時提供します。

#### (2) 報道機関への放送要請

ア 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)オール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請します。

- (ア) 事故等の状況及び今後の予測
- (イ) 被害状況と応急対策の実施状況
- (ウ) 県民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- (オ) その他必要な事項

イ 県は、「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請します。

## 2 市町村の措置

市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行います。

## 3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

## 4 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

# 第4節 放射線測定体制の強化

## 1 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

## 2 市町村の措置

市町村は、放射能測定資機材の整備に努めます。

# 第3章 災害復旧

## 第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

## 第2節 各種制限措置の解除

県、市町村その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

## 第3節 安全の確認

県及び市町村は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させます。